

基発0508第5号
平成29年5月8日

別記の関係業界団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

ボイラーの自動制御装置の認定制度について

標記について、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第25条第2項に基づく労働基準監督署長による自動制御装置の認定を適切に実施するため、別添のとおり、「適合自動制御装置の認定実施要領」を定めましたので、貴会の会員事業場に対し、本要領について周知を図られるようお願いいたします。

別記

一般社団法人日本ボイラ協会会長

日本暖房機器工業会会長

公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事

一般社団法人日本ボイラ整備据付協会会長

日本ボイラー・圧力容器工業組合理事長

一般社団法人日本機械工業連合会会長

安全技術普及会理事長

一般社団法人エンジニアリング協会理事長

一般社団法人日本電気制御機器工業会会長